

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

| 目次 | ページ |
|-------------------------------------|-----|
| 訓 令 | |
| ○北海道職員服務規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) | 32 |
| 告 示 | |
| ○有害図書類の指定…………… (道民生活課) | 33 |
| ○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課) | 33 |
| ○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課) | 33 |
| ○道路の供用の開始…………… (維持管理防災課) | 34 |
| ○建設業者に対する監督処分…………… (建設管理課) | 34 |
| 総合振興局告示及び振興局告示 | |
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… | 34 |

訓 令

北海道訓令第8号

本 庁
出 先 機 関

北海道職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成26年12月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道職員服務規程の一部を改正する訓令
北海道職員服務規程（昭和41年北海道訓令第5号）の一部を次のように改正する。
第7条第1項中「、別記第11号様式」を「別記第11号様式、太陽光電気の販売に係る場合
にあつては別記第12号様式」に改める。
別記第10号様式中「不動産等賃貸以外」を「不動産等賃貸及び太陽光電気の販売以外」に
改め、同様式注中2の事項を3の事項とし、1の事項の次に次の1事項を加える。
2 次に掲げる書類を添付すること。
(1) 職員が当該事業を継承したことを明らかにする書面
(2) 事業報告書、組織図、事業場の見取図等当該事業の概要を明らかにする書面
(3) 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていること等職員の

職務の遂行に影響がないことを明らかにする書面

(4) 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合い

(5) その他参考となる資料

別記第11号様式注中2の事項を3の事項とし、1の事項の次に次の1事項を加える。
2 次に掲げる書類を添付すること。
(1) 登記事項証明書、不動産の図面等賃貸する不動産等の状況を明らかにする書面
(2) 賃貸契約書の写し等賃貸料収入額を明らかにする書面
(3) 不動産管理会社に管理業務を委託する契約書の写し等不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務の方法を明らかにする書面
(4) 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合い

(5) その他参考となる資料

別記第11号様式の次に次の1様式を加える。
別記第12号様式（第7条関係）

営利企業等従事許可申請書（太陽光電気の販売関係）

年 月 日

北海道知事 様

所 属
職 名
氏 名

地方公務員法第38条第1項の規定により、次のとおり営利企業等従事の許可を申請します。

| | | |
|---------------------------|------------------|-------|
| 1 太陽光電気の販売に係る太陽光発電設備の設置状況 | 設備の所在地 | |
| | 発電出力 | kW |
| | 運転開始年月日 (予定日) | 年 月 日 |
| 2 収入の予定年額 | | 円 |
| | 年間販売量 | |

| | | |
|---|----------------------------------|-------|
| | (見込み) | kWh/年 |
| | 販売価格 | 円/kWh |
| 3 | 太陽光電気の販売に係る管理業務の方法 | |
| 4 | 職員の職と承認に係る太陽光電気の販売との間の特別な利害関係の有無 | |
| 5 | 職員の職務の遂行への支障の有無 | |
| 6 | その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無 | |

所属長の意見
 年 月 日
 (所属長)

注1 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 太陽光発電設備の仕様書の写し等太陽光電気の販売に係る太陽光発電設備の定格出力を明らかにする書面
- (2) 太陽光電気の販売契約書の写し等太陽光電気の販売の内容を明らかにする書面
- (3) 事業者が管理業務を委託する契約書の写し等太陽光電気の販売に係る管理業務の方法を明らかにする書面
- (4) 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との続柄並びに当該職員の当該業務への関与の度合い
- (5) その他参考となる資料

2 各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記入して添付すること。

附 則

この訓令は、平成26年12月16日から施行する。

告 示

北海道告示第803号

北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第16条第1項第3号の規定によ

り、次の図書類を有害図書類として指定する。

平成26年12月16日

| 図書類の種別 | 図書コード | 図 書 類 名 | 北海道知事 高 橋 はるみ | 発行所、制作所、受審会社等 |
|--------|---------------|-----------------------------|---------------|---------------|
| 雑 誌 | 01806-11 | iPhone 6 すぐに使える便利ワザ裏ワザ | 平成26年11月1日発行 | 株式会社鉄人社 |
| 同 | 67607-20 | 100%ムックシリーズ ネットの達人 | 平成26年12月1日発行 | 株式会社晋遊舎 |
| 書 籍 | 9784884696092 | 世界殺人鬼ファイル殺人王拷問篇 凶鬼たちの悶絶遊戯 | 平成21年6月6日発行 | 太陽出版 |
| 同 | 9784884693503 | 世界殺人鬼ファイル殺人王美食篇～地獄の晩餐会～ | 平成16年1月1日発行 | 同 |
| 同 | 9784884694494 | 世界殺人鬼ファイル殺人王実践篇 鬼畜たちの残虐レッスン | 平成18年1月13日発行 | 同 |
| 雑 誌 | 62879-30 | 秘密の裏モノ大図鑑 | 平成27年1月1日発行 | 株式会社メディアソフト |
| 同 | 67712-69 | TATTOO girls vol.13 | 平成26年7月14日発行 | 株式会社双葉社 |

指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第804号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成26年12月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 石狩市新港中央1丁目191の8・297の6・343の5・343の6・348の2・348の12（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解 除 の 理 由 電気工作物施設用地とするため
 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道石狩振興局産業振興部林務課及び石狩市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第805号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成26年12月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 二海郡八雲町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第806号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成26年12月16日

北海道知事 高橋 はるみ

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|----------------|---------------------------------|------------|
| 道道 新函館北斗停車場七飯線 | 北斗市市渡883番1地先から 同市市渡890番1地先まで | 平成26.12.26 |

北海道告示第807号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消した。

平成26年12月16日

北海道知事 高橋 はるみ

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| 1(1) 処分をした年月日 | 平成26年12月5日 |
| (2) 処分を受けた者 | |
| ア 商号及び代表者の氏名 | 株式会社ササキ 佐々木 正明 |
| イ 主たる営業所の所在地 | 稚内市末広5丁目1番22号 |
| ウ 建設業の許可の番号 | (特-21)宗第155号 |
| (3) 処分の内容 | 許可の取消し |
| (4) 処分の原因となった事実 | 上記の者が建設業法第29条第1項第2号に該当した。 |
| 2(1) 処分をした年月日 | 平成26年12月5日 |
| (2) 処分を受けた者 | |
| ア 商号及び代表者の氏名 | 株式会社テクノコンストラクション 佐々木 正明 |
| イ 主たる営業所の所在地 | 稚内市末広5丁目1番22号 |
| ウ 建設業の許可の番号 | (般-26)宗第779号 |
| (3) 処分の内容 | 許可の取消し |
| (4) 処分の原因となった事実 | 上記の者が建設業法第29条第1項第2号に該当した。 |

総合振興局告示及び振興局告示

北海道空知総合振興局告示第21号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年12月16日

北海道空知総合振興局長 山根 康徳

- 落札に係る物品等の名称及び数量
ア ゆか(床運動用) 1組
イ 運搬用専用台車(ゆか弾性パネル運搬用) 5台
- 落札を決定した日
平成26年12月2日
- 落札者の氏名及び住所
ア 氏名 株式会社藤井運動具店
イ 住所 札幌市中央区南1条西4丁目8番地
- 落札金額
15,000,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成26年10月21日付け北海道空知総合振興局告示第18号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目